

令和4年度  
日向市集団指導  
(地域密着型通所介護)

令和4年7月26日(火)

日向市 健康長寿部 高齢者あんしん課 介護認定係

## 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて

上記について、よくある問い合わせをまとめたので、ご参照ください。また、関連する介護保険最新情報も併せてご確認ください。

Q1. 自主休業の場合であったとしても、通所系事業所の職員が自宅を訪問して、できる限りのサービスを実施した場合、報酬請求をすることはできるか。

A1. 介護保険最新情報 vol.773 問3

自主休業の場合であったとしても、報酬請求をすることはできます。

Q2. 通所系事業所が、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを実施した場合、報酬請求ができるかとされている。しかし、通所介護であれば2時間以上(通所リハビリテーションであれば1時間以上)の提供ができないことも考えられるが、報酬請求はできるのか。また、報酬請求ができる場合、下限の時間はあるのか。例えば、最低30分はサービス提供はしないといけないという決まりはあるか。

A2. 介護保険最新情報 vol.770 別紙1

通所介護事業所が居宅を訪問してのサービス提供が2時間未満(通所リハビリテーションであれば1時間未満)になった場合は、2時間以上3時間未満(通所リハビリテーションであれば1時間以上2時間未満)の報酬区分で報酬請求をすることになります。この場合、下限の時間はありません。個別サービス計画の内容を踏まえ、利用者の状態に応じて、適切にサービス提供を行ってください。

Q3. 通所介護事業所において通常提供しているサービスに対応する訪問サービスを提供するため、朝1時間30分・昼2時間・夕方2時間30分の合計6時間のサービスを提供することになった。この場合、どのように報酬請求をするのか。

A3. 介護保険最新情報 vol.770 別紙1

原則としてサービス毎の報酬請求となるため、この例では「2時間以上3時間未満」を3回請求することになります。しかし、個別サービス計画上「7時間以上8時間未満」が予定されている場合は、「2時間以上3時間未満」3回分の報酬>「7時間以上8時間未満」1回分の報酬となるため、「7時間以上8時間未満」1回分で報酬請求をすることになります。また、サービス提供時間を通算するわけではありませんので、「6時間以上7時間未満」1回分の報酬請求でもありません。

Q4. 通所系事業所が、居宅を訪問し、サービスを実施した際は、どのように記録すればいいか。

A4. 訪問日、サービス開始時間及び終了時間、訪問者の氏名、サービス提供の内容等を記録してください。

Q5. 通所系事業所が、居宅を訪問し、サービスを実施する場合、送迎減算の適用となるか。

A5. 送迎減算の適用とはなりません。

Q6. 令和2年2月24日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)」で示された取扱いは、都道府県等からの休業の要請を受けて休業している場合に加えて、感染拡大防止の観点から介護サービス事業所(デイサービス等)が自主的に休業した場合も同様の取扱いを可能としているが、同じく感染拡大防止の観点から、利用者の希望に応じて、①通所サービスの事業所におけるサービス提供と、②当該通所サービスの事業所の職員による利用者の居宅への訪問によるサービス提供の両方を行うこととし、これら①②のサービスを適宜組み合わせて実施する場合も、同様の取扱いが可能か。

A6. 介護保険最新情報 Vol.779  
可能である。

Q7. Q6の取扱いが可能である場合、事業所におけるサービス提供と居宅への訪問によるサービス提供を組み合わせることで実施することにより、人員基準が満たされなくなる場合も考えられるが、そのような場合であっても、減算を適用しなくとも差し支えないか。

A7. 介護保険最新情報 Vol.779  
差し支えない。

Q8. 通所系サービス事業所(通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護に限る。以下、同じ。)が都道府県、保健所を設置する市又は特別区(以下、「都道府県等」という。)からの休業の要請を受けた場合において、利用者等の意向を確認した上で、その期間に行う電話による安否確認について、介護報酬の算定が可能か。

A8. 介護保険最新情報 Vol.809

通所系サービス事業所が、休業の要請を受けて、健康状態、直近の食事の内容や時間、直近の入浴の有無や時間、当日の外出の有無と外出先、希望するサービスの提供内容や頻度等について、電話により確認した場合、あらかじめケアプランに位置付けた利用日については、1日2回まで、相応の介護報酬の算定が可能である。具体的な算定方法については、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)」(令和2年2月24日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)別紙1を参考にされたい。なお、対応にあたっては、職員が自宅等から電話を行う等、柔軟に検討されたい。その際には、電話により確認した事項について、記録を残しておくこと。

Q9. Q8の取扱いについて、通所系サービス事業所が都道府県等からの休業の要請を受けていない場合においても、感染拡大防止の観点から、利用者等の意向を確認した上で行う電話による安否確認について、介護報酬の算定が可能か。

A9. 介護保険最新情報 Vol.809

通所系サービス事業所が、健康状態、直近の食事の内容や時間、直近の入浴の有無や時間、当日の外出の有無と外出先、希望するサービスの提供内容や頻度等について、電話により確認した場合、あらかじめケアプランに位置付けた利用日については、1日1回まで、相応の介護報酬の算定が可能である。具体的な算定方法等は問1の取扱いと同様である。

Q10. 令和2年2月24日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)」等で示された取扱いは、通所系サービスにおいて、「居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した場合」に提供したサービス区分に対応した報酬区分を算定できるが、この場合、個別サービス計画と同様の内容のサービスを居宅において提供した場合のみ報酬算定の対象となるのか。

A10. 介護保険最新情報 Vol.818

利用者への説明及び同意が前提であるが、通所に代えて居宅でサービスを提供する場合に、通所系サービス事業所において提供していたサービス全てを提供することを求めるものではなく、事業所の職員ができる限りのサービスを提供した場合に算定することが可能である。

## 過去の運営指導内容について

	サービス種別	項目	指摘事項
1	地域密着型通所介護	勤務体制の確保等	タイムカードに出勤した時刻がないものがあった。 勤務実績表とタイムカードで勤務状況を確認すること。そのうえで、勤務実態と配置基準が日々クリアされているかなどを確認すること。
2	地域密着型通所介護	勤務体制の確保等	職員の研修が行われていない。 年間の研修スケジュールを作成し、職員の資質向上を計画的に行うこと。
3	地域密着型通所介護	勤務体制の確保等	地域密着型通所介護の管理者兼生活相談員として配置されている職員が、併設する有料老人ホームの業務を行っていた。
4	地域密着型通所介護	勤務体制の確保等	月ごとの勤務表において、必要事項が記載されていなかったもの。 ※指定通所介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、通所介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。
5	地域密着型通所介護	勤務体制の確保等	月ごとの勤務表において、生活相談員又は介護職員として従事した時間が区別して記載されていない。
6	地域密着型通所介護	変更の届出等	静養室や相談室の位置などを変更しているにもかかわらず、変更の届出を行っていなかったもの。
7	地域密着型通所介護	従業者の員数	機能訓練指導員を1以上配置しなければならないにもかかわらず、配置していなかった。
8	地域密着型通所介護	サービスの提供の記録について	提供したサービス内容について、具体的な記録がない。 サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、保険給付の額その他必要な事項を利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はサービス利用票に記載すること。サービス提供記録には、バイタルの状態、入浴の種類(全身浴、部分浴、シャワー浴、清拭等)、提供時間中の状況、サービス開始時間と終了時間などを記載すること。
9	地域密着型通所介護	設備に関する基準	静養室として届け出た部屋が、従業者の休憩室として利用されていたもの。
10	地域密着型通所介護	設備に関する基準	食堂及び機能訓練室に常時休憩用ベットを設置している。 機能訓練と無関係なものを設置する場合は当該スペースから除外する。利用面積の見直し後、変更等届を提出すること
11	地域密着型通所介護	設備に関する基準	相談室は遮へい物の設置等が求められているが、玄関および有料老人ホームとの境が開放されており、プライバシーが確保されている状況ではない。
12	地域密着型通所介護	設備に関する基準	食堂及び機能訓練室として届けてあるスペースに段差があり、車いすの利用者などは使用できない状態であった。 段差解消をし、使用できる状態にすること。
13	地域密着型通所介護	設備に関する基準	静養室に壁やパーテーションのような遮へい物の設置がなく、利用者が落ち着いて静養する状態でなかった。
14	地域密着型通所介護	苦情処理について	苦情内容等を記録する取組が行われていない。 苦情を受け付け、対応した際に、遅滞なく適確にその内容を記録できるように、記録の様式や保管ファイル等を整備しておくなどの取組を行うこと。
15	地域密着型通所介護	運営規程・契約書	運営規程や重要事項説明書等が制度改正を反映していなかった。事業者の契約印と契約者との整合性が取れていない。
16	地域密着型通所介護	内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書において、記載漏れ、記載内容の誤り、現状との相違があったもの。 ※利用申込者等に誤解を与えないよう、必要な事項を実態に即して正確に記載すること。
17	地域密着型通所介護	運営規程	運営規程において、記載漏れ、記載内容の誤り、現状との相違があったもの。 ※利用申込者等に誤解を与えないよう、実態に即して正確に定めること。
18	地域密着型通所介護	非常災害対策について	運営規程においては、年2回の避難等の訓練を行うことを定めているが、一定時期以降は当該訓練が行われていない。 関係機関(消防、防災等の行政部署)と連携し、その助言及び指導も受けながら、定期的に訓練を実施すること。次回の訓練に生かすため、実施した訓練の内容、評価等を記録しておくこと。
19	地域密着型通所介護	地域密着型通所介護計画の作成について	利用者ごとのアセスメントシートがなかった。利用者又は家族に説明するモニタリングシートがなかった。 個別サービスの計画を見直す際には、計画作成時と同様にアセスメントを行うこと。また、利用者又は家族に説明し、説明の終了後に、確認の意味でサインか印鑑をもらうこと。
20	地域密着型通所介護	通所介護計画の作成	通所介護計画の目標設定が介護支援専門員が作成したケアプランの丸写しとなっており、アセスメントが不十分である。
21	地域密着型通所介護	通所介護計画の作成	通所介護計画について、サービス提供前に利用者又はその家族の同意を得ていなかったもの。 ※同意を得る前に提供した通所介護に係る介護報酬は、自主返還(過誤調整)手続を行う必要がある。(遡及期間は5年間)

	サービス種別	項目	指摘事項
22	地域密着型通所介護	地域との連携(運営推進会議)について	当該記録を公表する取組が行われていない。 公表方法は、事業所内の掲示やホームページへの掲載等がある。作成している記録について公表用のものも整備し、相談室に見やすいように備え付けておくなどの方法も考えられる。創意工夫により、利用者、その家族、利用希望者、地域住民等に対して運営情報を積極的に提供する取組を行うこと。
23	地域密着型通所介護	地域との連携(運営推進会議)について	運営推進会議が開催されていない。 おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し指定地域密着型通所介護の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けること。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から運営推進会議の開催を中止した場合は、構成員に対して文書により報告し、意見を照会する等の代替措置(書面開催)を行うこと。
24	地域密着型通所介護	保険外サービスの提供	地域密着型通所介護として指定している施設(相談室)を利用して、宿泊サービスを提供しているが、市への届出がない。利用方法を見直した上で宿泊サービスを提供する場合は、市へ届け出ること。
25	地域密着型通所介護	入浴介助加算	入浴介助加算が算定できる入浴方法は全身浴、シャワー浴を行った場合に算定できる加算であるが、部分浴、清拭のみ行った利用者について加算を算定している。
26	地域密着型通所介護	入浴介助加算	利用者が持参したタオルを使用して、入浴後の拭き取りをしていた。入浴時のシャンプーや石鹸、タオル等については、全ての利用者に対して一律に提供するものである。
27	地域密着型通所介護	入浴介助加算(Ⅰ)	入浴を行っていないにもかかわらず、誤って入浴介助加算(Ⅰ)を算定している日があったもの。 ※入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定されるものである。
28	地域密着型通所介護	個別機能訓練加算(Ⅰイ・ロ)	専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置していない(日がある)にもかかわらず、当該加算を算定していたもの。 ※例えば1週間のうち、特定の曜日だけ理学療法士等を配置している場合は、その曜日において理学療法士等から直接機能訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の対象となる。
29	地域密着型通所介護	送迎減算	送迎を行っていないにもかかわらず、所定単位数から減算を行っていないもの。 ※利用者が自ら指定通所介護事業所に通う場合、利用者の家族等が指定通所介護事業所への送迎を行う場合など、当該指定通所介護事業所の従業者が利用者の居宅と指定通所介護事業所との間の送迎を実施していない場合は、片道につき減算の対象となる。(「同一建物減算」の対象となっている場合には、当該減算の対象とならない。)